

# 社会福祉法人 恒和会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒和会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

### (常勤役員等)

第2条 本規程でいう常勤役員等とは事業所の所定労働時間を勤務する役員等をいう。

### (常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等の報酬は、当法人職員を兼務している場合、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (理事会及び評議会出席報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことが出来る。

第5条 役員等が理事長の依頼により法人業務を行った場合、別表2により報酬及び交通費を支払うことが出来る。

### (法定控除)

第6条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

### (報酬等の支給方法)

第7条 役員等の報酬は、その都度現金で支払うことを原則とする。

### (出張旅費日当)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費、宿泊費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(公表)

第10条 法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2、第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の採決を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

(旧規程の廃止)

社会福祉法人恒和会役員及び評議員の報酬等に関する規程(平成29年4月1日施行)は、廃止する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額	交 通 費
理事会出席報酬等	10,000円	実費支給
評議員会出席報酬等	10,000円	実費支給

別表2 (1回)

名 称	報 酬 額	交 通 費
理事業務報酬等	10,000円	実費支給
評議員業務報酬等	10,000円	実費支給
監事監査指導報酬等	10,000円	実費支給

別表3 (日額)

報 酬 額	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
10,000円	実 費	実 費	実 費